

冬の風物詩 ○○○○

アメッコ市

雪国・大館の冬の風物詩「アメッコ市」が、11日、12日の両日、開催されました。160を超えるあめ屋が軒を連ねたメイン会場の大町中央通りは、風邪封じや家内安全などを願ってあめを買い求める人たちで終日にぎわいました。



▶寒さを忘れさせる熱気、若い力が爆発した裸みこし。アメッコ市を盛り上げました。



▲色とりどりのあめがたっくん。どれにしようか、迷っちゃうね。



◀四百年の歴史を感じさせる白ひげ大神とおこりの巡行。おこちゃんもアメッコ市のアイドルですね。

贈らない

求めない

受けとらない



- ① 政治家（候補者、候補者となろうとする者及び現に公職にある者）は、寄付をすると処罰されます。**
- 政治家が選挙区内にある者に対して寄付をすること（政党や親族に対するもの及び政治教育集会に関する必要やむを得ない実費の補償は除かれます）は、いかなる名義をもつてするものであっても禁止されており、次のものを除きすべて罰則の対象となります。
- ① 政治家本人が自ら出席する結婚披露宴における祝儀
 - ② 政治家本人が自ら出席する葬式や通夜における香典

改正
公職選挙法

政治家の寄付は
罰則をもって禁止

金のかからない政治の実現と選挙の公正を確保するため、「公職選挙法」の一部が改正され、政治家の寄付の禁止規定などが強化されました。この改正公職選挙法は、平成二年二月一日から施行されています。

- （①や②であっても、選挙に關してなされた場合や通常一般の社交の程度を超えている場合は処罰されます。）
- なお、政治家以外の者が、政治家名義で寄付をすることも罰則をもって禁止されます。
- *政治教育集会に関する実費の補償のうち、食事や食料の提供は禁止され、罰則の対象となります。
- ② 有権者が、威迫してあるいは政治家を陥れる目的で寄付を求めると処罰されます。
 - ③ 政治家は、年賀状等のあいさつ状（答礼のための自筆のものを除かれます）を出すことが禁じられます。
 - ④ 政治家や後援会が、有料のあいさつ広告を出す処罰されます。
 - ⑤ 後援会が、花輪、香典、祝儀などを出す処罰されます。
- ▽①、②、④及び⑤によつて処罰されずと公民権停止となります。